

企業主導型保育所「かいらくえん」運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人一誠会が設置する企業主導型保育事業所の名称及所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 企業主導型保育所「かいらくえん」
- (2) 所在地 東京都八王子市加住町1-18

(事業の目的)

第2条 企業主導型保育所「かいらくえん」(以下「当保育所」という。)は、企業主導型保育所の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当保育所を利用する子ども(以下「児童」という。)に対し、適正な保育を提供する事を目的とする。

(保育運営方針)

第3条 当保育所は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指し、次のとおりとする。

- (1)自然の中で季節の移り変わりを体験する環境を提供していきます。
- (2)世代間・地域交流を通して、豊かで優しい心を育みます。
- (3)愛犬や動物との関りを通し、情操性を育みます。
- (4)自分の可能性を信じる力を育てます。
- (5)食を営む力の基礎を育成します。

(提供する保育の内容)

第4条 当保育所は、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針に準じ、企業の特性に留意して、児童の心身の状況等に応じて保育を提供する。

(職員の職種及び職務の内容)

第5条 当保育所が保育を提供するに当たり、職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者
管理者は、保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 保育士

保育士課程及び指導計画の立案をし、その過程及び計画に基づき全ての児童が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行なう。

(3) 子育て支援員及び保育補助者

子育て支援員及び保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(4) 事務職員

事務職員は当保育所の事務及び行政との連携、助成金に係る事務を行う。

(5) 調理員

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(保育を行なう日)

第6条

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2

当保育所は、前項の規程に関わらず次に掲げる事項に当てはまる場合は、閉所とする。

(1) 毎週日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日

(3) 年始休日(1月2日及び1月3日)

(4) 年末休日(12月29日から12月31日)

(5) 利用する児童の無い土曜日

3

当保育所は、非常災害その他急迫の事情がある時は、保育の提供を行わないこととする。

(保育の提供を行う時間帯等)

第7条

当保育所の保育の提供時間は、基本を月曜日から土曜日の午前7時30分から午後6時30分の11時間とする。

2

当保育所は、児童が保育を希望する場合には、午前7時30分前から最長午後8時30分までの延長保育事業を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条

別紙1、2に定める。

2

原則として、月末締め、翌月支払いとする。

3

当保育所は、当月分の保育料金を翌月10日までに保護者へ請求し、同月末日までに現金にて徴収する。

第9条

当保育所の利用定員は11名とし、従業員枠6名(自社枠・共同利用枠)、地域枠は上限5名とする。定員すべてが従業員枠も可とする。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

- 第10条 当保育所は、原則として保護者の依頼を受け、書面及び面談を通じて利用決定を行う。自治体による保育実施の要請を受けた時は、空き定員に応じてそれに応じる。
- 2 保育提供の開始に際しては、あらかじめ重要事項を記載した書面（重要事項説明書）により、児童の保護者とその内容を確認する。
- 3 当保育所児童が次のいずれかに該当する時は、保育の提供を終了するものとする。
- (1)2歳児クラスの子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2)児童の保護者から当保育所の利用に係る取り消しの申し出があったとき。
- (3)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法・保証)

- 第11条 当保育所の職員においては、保育の提供を行っている児童に体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに当該児童の保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。
- 2 賠償責任保険の加入：1名につき5,000万円/1事故につき最高1億円
傷害保険：死亡後遺傷害500万円/入・通院日額5,000円
(あいおいニッセイ同和保険)

(非常災害対策)

- 第12条 当保育所は、非常災害に関する具体的な計画を立て防火責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待防止の為の措置)

- 第13条 当保育所は、児童の人権擁護、虐待の防止等のため責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対して研修を実施する等の措置を講じるよう努める。

(秘密保持)

- 第14条 当保育所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 当保育所は、小学校他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行うその他の機関に対して、児童に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により児童の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由が

ある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

- 第15条 当保育所は、提供した保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 当保育所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当保育所は、自治体からの求めがあった場合、八王子市が行う調査に協力するとともに自治体から指導又は助言を受けた時は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当保育所は、自治体からの求めがあった場合は前項の改善の内容を自治体に報告する。

(記録の整備)

- 第16条 当保育所は、保育提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- (1) 保育の提供に当たっての計画
 - (2) 保育に係る必要な事項の提供の記録
 - (3) 苦情の内容等の記録
 - (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は平成30年10月1日より施行する。

この規程は令和2年10月1日より一部改正する。

この規程は令和4年4月1日より一部改正する。

この規程は令和6年3月16日より一部改正する。

保 育 料 の 設 定

保育料の算出

- ・児童のご両親の市民税・所得割額を合計した金額を当保育所の設定する別紙2「保育料金表」の税額区分に該当した料金とする。
- ・保育料金の上限を 37,000 円とする。
- ・多子軽減（但し、多子軽減を適用する場合には、旧年少扶養控除等は適用されない）
 - ① ひとり親家庭以外の世帯は（市民税・所得割額の制限なし、兄弟の年齢制限なし）
第2子は半額、第3子以降は0円
 - ② ひとり親家庭の場合で 市民税・所得割税額 77,100 円以上の世帯は①と同様
 - ③ ひとり親家庭の場合で、市民税・所得割税額 77,100 円未満の世帯の第1子は半額、第2子以降は0円
- ・八王子市認可外保育施設利用給付金
 - ① 上記給付は八王子市居住者の場合であり、他市町村居住者にあつては当該市町村の設定に準ずる。
 - ② お子様お一人毎に上限 ¥20,000 とし、保育料と同額が支給される。¥20,000 を超えた場合には、超えた金額当月分を翌月末日までに現金にて当保育所にお支払い頂きます。
- ・保育料の無償化

住民税が非課税のご家庭のお子様の保育料は無償となります。

別紙2

新・保育料金（2023年4月1日より）

利用者負担額（保育料）階層区分表

階層区分	保育料月額			
	0歳～2歳		第2子	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2 市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3 所得割課税額 6,000円未満	10,000円	9,000円	5,000円	4,500円
4 14,400円未満	13,000円	12,000円	6,500円	6,000円
5 35,400円未満	16,000円	15,000円	8,000円	7,500円
6 54,400円未満	19,000円	18,000円	9,500円	9,000円
7 81,400円未満	22,000円	21,000円	11,000円	10,500円
8 102,400円未満	25,000円	24,000円	12,500円	12,000円
9 129,400円未満	28,000円	27,000円	14,000円	13,500円
10 146,400円未満	31,000円	30,000円	15,500円	15,500円
11 171,400円未満	33,000円	32,000円	16,500円	16,000円
12 195,400円未満	35,000円	34,000円	17,500円	17,000円
13 195,400円以上	37,000円	36,000円	18,500円	18,000円

※保育料の上限は37,000円です。

※第3子以降は保育料は0円です。（ひとり親家庭の場合は別設定となります）